

平成 31 年 2 月 28 日
地 震 火 山 部

「気象庁が噴火警報等で用いる用語集」を作成しました

「気象庁が噴火警報等で用いる用語集」を作成し、気象庁ホームページで公表しました。

気象庁が発表する防災気象情報は、地方自治体や防災関係機関、住民の皆様に提供され、災害に伴う被害の防止・軽減等に活用されています。

今般、気象庁が噴火警報等の火山に関する情報で用いる用語について、明確さ、平易さ、聞き取りやすさの観点で用語集を作成しました（詳細は別紙参照）。「気象庁が噴火警報等で用いる用語集」は、気象庁ホームページでご覧いただけます。

「気象庁が噴火警報等で用いる用語集」は、今後も、随時用語の追加、見直しを行ってまいります。

なお、作成にあたっては、火山噴火予知連絡会委員や関係機関及び一部報道機関のご協力を頂きました。

【気象庁が噴火警報等で用いる用語集の公表方法】

気象庁ホームページの「気象庁が噴火警報等で用いる用語集」のページ（以下 URL）で公表

<https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/kazanyougo/mokuji.html>

問合せ先：地震火山部 火山課 担当 菅野

電話 03-3212-8341（内線 4528） FAX 03-3212-3648

気象庁が噴火警報等で用いる用語集について

1 気象庁が噴火警報等で用いる用語集作成の趣旨

平成 26 年 9 月に発生した御嶽山の噴火や平成 30 年 1 月に発生した草津白根山（本白根山）の噴火など、一般の方が、火山に関する用語を聞く機会が増えていますが、火山に関する用語は一般の方にはなじみのない用語が多くあります。

今般、気象庁が噴火警報等の火山に関する情報で用いる用語を 146 語選定し、火山噴火予知連絡会委員や関係機関及び一部報道機関のご協力を頂きながら、明確さ、平易さ、聞き取りやすさの観点で、「気象庁が噴火警報等で用いる用語集（以下、「用語集」）」を作成し、気象庁ホームページで公表しました。

今後も、随時用語の追加、見直しを行ってまいります。

2 用語集に掲載されている用語を用いる火山に関する情報

○用語集に掲載されている用語を用いる火山に関する情報

「噴火警報」、「噴火予報」、「火山の状況に関する解説情報」、
「噴火速報」、「火山現象に関する海上警報」、「降灰予報」、
「火山ガス予報」、「噴火に関する火山観測報」

なお、公表資料（火山活動解説資料、月間火山概況、地震・火山月報（防災編）、火山月報（カタログ編）、噴火警戒レベルの判定基準表、リーフレット、パンフレット）のほか、気象庁ホームページについても、可能な限り用語集に沿った内容に努めます。

3 用語集のあり方

噴火警報等の火山に関する各種情報が一般利用者に正確に伝わるよう、3つの観点で用語集を定めました。なお、使用する際の注意事項についても記載しています。

1. 「明確さ」

情報の受け手に正確に伝わるように意味の明確な用語を用いることにしました。火山学上は分類することが重要であっても防災対応上は必ずしも区別する必要がない用語は統一しました。

(例えば、「火砕サージ」や「ベースサージ」は火山によっては噴火警報等で火砕流に含めて警戒を呼びかけます)

2. 「平易さ」

噴火警報等の火山に関する各種情報は、広く一般の方を対象として発表していますので、専門的な用語は最小限とし、誰にでも理解できるような用語を選択しました。

(例えば、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散する噴石について、防災上の観点から「大きな噴石」と呼び使用します)

3. 「聞き取りやすさ」

噴火警報等の火山に関する各種情報は活字として伝達されるばかりではなく、テレビ・ラジオなどを通じて音声でも提供されます。文字では一目瞭然な用語でも、音声にすると意味を取り違えたり、わかりにくくなったりするものがあるため、音声で伝えることも意識した用語を用いています。

(「火孔」は読み上げ時に「火口」と間違えやすいため極力使用しません)

4 用語集の分類

気象庁が噴火警報等で用いる 146 語について公表します。

- ・噴火警報等の火山に関する各種情報で使用する用語 (145 語)

- ・極力使用を控えるが、場合により使用する用語 (△で表示) (1 語)

の2つに分類しました。その他、用語の使い方の例について「用例」として記載し、使用する際の注意事項等を「備考欄」に記載しました。

(参考)

(気象庁が噴火警報等で用いる用語集の例)

分類	用語	区分	説明
	水蒸気 噴火		火山の地下にある水が加熱され、または減圧により、急激に水蒸気となって膨張することを駆動力とする噴火のこと。
		備考	「水蒸気爆発」は原則として使用しない。
△	爆発		噴火の一形式であり、マグマに溶けていた気体や水が急激に気化・膨張することにより、周囲の岩石を破壊して、溶岩、破片状の固体物質、火山ガス、またはそれらと火山ガスの混合物が、急激に地表に噴出する現象のこと。多くの場合空振を伴う。
		備考	a) 気象庁では原則として「噴火」で統一して使用するが、桜島や霧島山で発生するブルカノ式噴火（爆発音や空振が発生し、周囲の岩石を破壊して大きな噴石を飛散する噴火）など、「爆発」の用語が地元で定着している場合に使用することがある。 b) 爆発地震、空振の大きさ、噴石の飛散などの条件で使用する。 c) 爆発の特徴を表現する場合は、「爆発地震を伴う噴火」や「大きな空振を伴う噴火」等の表現を使用する。
	爆発的 噴火		破片状の固体物質を放出する噴火のこと。
		備考	気象庁では、桜島や霧島山などにおいて、「爆発」と同じ意味で使用してきたが、学術的な定義と異なるため、「爆発」と同じ意味では使用しない。

- ・分類の△は極力使用を控えますが、場合により火山に関する各種情報で使用する用語です。